

(平成13年度第3号諮問事案)

横情審第4号

平成16年(2004年)6月25日

横須賀市長 沢田秀男様

横須賀市情報公開審査会

委員長 安達和志

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成14年3月28日付け横都審第111号で諮問された「建築確認(第H13確認建築横須賀市00860号)に係る建設工事計画届」に係る公文書部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が、「建築確認(第H13確認建築横須賀市00860号)に係る建設工事計画届」の公文書公開請求について、平成14年3月1日付け横都審第106号により部分公開決定した文書のうち、別表2に掲げる文書についてはその右欄に記す個人情報の部分、「地質調査図(ボーリング柱状図及び調査位置図)」及び「断面図2」についてはその全部を公開すべきである。また、「根切り計画図」をはじめ、その他の文書のうち敷地ないし地盤の安全性及び建設工事の安全性に関わる情報が記載されている図書については、改めて精査をしたうえで、非公開が必要である部分を除いてできる限り公開すべきである。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書

「建築確認(第H13確認建築横須賀市00860号)に係る建設工事計画届」のうち非公開又は部分公開となった文書(別表1、以下「本件文書」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が平成14年3月1日付けで行った部分公開決定のうち、情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)7条1号、2号ア及び6号の規定に基づき非公開とした部分の決定(以下「本件処分」とい

う。)の取消しを求めている。

4 異議申立ての経緯

- (1) 平成14年1月7日、異議申立人(以下「申立人」という。)は、「建築確認(第H13確認建築横須賀市00860号)に係る建設工事計画届」について、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し公文書公開請求を行った。
- (2) 同年1月18日、実施機関は、公開請求の対象となった文書が第三者が作成した文書であるため、申立人あて「公文書公開諾否決定期間延長通知書」を送付し、同年2月5日、本件処分の第三者たるマンションの工事施工者及び設計者に対して、条例13条1項の規定に基づき意見照会をした。結果、同年2月12日に同第三者から公開に反対する「意見書」が提出され、その理由は、「意見照会を求められた情報にはノウハウ及び著作権があり、当該建設工事に際して建築禁止仮処分申立事件の裁判中であり不利益となるため。」というものであった。
- (3) 同年3月1日、実施機関は本件について部分公開決定を行い(横都審第106号) 条例7条1号、2号ア及び6号に該当するとして、公開しないこととした部分及びその理由を記して申立人あて通知した。その理由は次のとおりであった。

別表1の表2及び表5の文書に記載した情報は、工事施工者が専門的知識に基づき作成したもので、限定された敷地で建築工事を行なうための仮設工事の施工方法や施工手順などに関する高度な技術上の情報が記録されていることから、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

別表1の表3及び表6の文書は、工事施工者や設計者が作成した著作物に該当し、公開に反対する意見が出されているため、著作権法の公表権を侵害することが否定できないことから、公開すると当該第三者の不利益になるおそれがあるため。

別表1の表1及び表4の文書は、各公文書に個人の名前が記載されているため、個人に関する情報であり特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

- (4) 同年3月11日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)6条に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

5 両者の主張

- (1) 申立人の主張

申立人が、「異議申立書」、平成14年5月27日提出の「諾否決定理由説明書に対する意見書」及び平成14年8月22日の当審査会に対する「口頭意見陳述」において主張した主たる異議申立ての理由は、次のように要約することができる。

公文書公開請求をした趣旨について

大規模な掘削工事を行うときには、事業者は本請求で請求したような資料は進んで近隣住民に提示し工事の安全性を説明すべきである。斜面地で大規模な掘削工事が進められ、近隣住民の生命と財産が危険にさらされているにもかかわらず、事業者からの説明が行われていないので、やむを得ず自ら安全性の確認を行おうという趣旨で本請求に至った。

工事の危険性について

斜面地を大規模に掘削することの危険性、並びに斜面地に重量建築物を建設することの危険性は、専門家が例外なく指摘するところである。何のデータも示さず、ただ建築確認がおりているから問題はない、という事業者の言葉だけからは、本件工事が安全であるという確信は得られない。本件工事開始以降、近隣住民の住宅で建物の亀裂が拡大し、建物基礎、玄関、ベランダ等の沈下、ひび割れ、擁壁やブロックの大きなひび割れが発生している。

また、専門家によると「本件建設地の地盤は、凝灰質泥岩又は凝灰質砂岩と火山砕屑岩の互層であり、不均質な不連続体である」と指摘しているにもかかわらず、事業者及び市は、不均質な互層の硬い部分のサンプルを採取し許容地耐圧を計算し、標準の10倍以上の値を出し、市もこれをもって問題はないとしている。

条例7条2号アの該当性について

第三者は、「建築等禁止仮処分申立事件の裁判中であり不利益となるため」と主張するが、当該工事が安全であり住民が懸念しているような危険がなければ、むしろ公開することにより第三者は裁判上も利益になると考える。本当に安全であればなにも隠すことはなく、速やかに情報を公開すべきである。

また、部分公開決定の理由のなかに「限定された敷地で建築工事を行なうための仮設工事の施工方法や施工手順などに関する高度な技術上の情報が記録されている」とあるが、急斜面の狭い敷地を隣接地ぎりぎりまで深く掘削する余裕のない工事が本当に安全性が確保されている計画なのかどうかを確認したい。条例7条2号では、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護

するために公開することが必要であると認められる情報は除く。」と非公開情報の例外を定めている。本敷地は、複数の専門家が危険と指摘する場所であり、崩落がおきると下を通る京浜急行電鉄及び近隣住民の生命、財産への被害が及ぶのは明らかである。したがって、条例7条2号をもって非公開とするのは不当である。

著作権法の公表権について

著作権法の公表権を侵害するかもしれないというせい弱な理由で、私達の生命、財産を危険にさらす決定には納得できない。本件工事の計画届は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報である。

条例7条1号の該当性について

個人に関する情報は非公開情報であるが、条例7条1号には「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」と規定している。本件処分で非公開となった個人名は、明らかに責任をもって工事を安全に遂行しなければならない人物のはずである。公務員であれば職務遂行に関する個人名は公開される。民間人だからといって、近隣へ危険を及ぼす大規模な掘削工事が責任者不明のまま行われてよいはずがない。よって同条1号をもって非公開とするのは不当である。

(2) 実施機関の説明要旨

実施機関による平成14年5月21日提出の「諾否決定理由説明書」、平成14年9月24日及び平成15年12月17日の当審査会に対する「口頭説明」は、次のように要約することができる。

条例7条1号の該当性について

別表1の表1及び表4の文書には、現場代理人、現場主任、係員及び参画者の個人の名前、印影が記録されており、これらの個人は法人の代表者又は事業を営む個人ではない。また、これらの情報は人の生命、財産等を保護するために公開することが必要と認められるものではない。

条例7条2号アの該当性について

本文書は、工事監理者及び工事施工者が公開されることを想定して報告されたものではない。

別表1の表2及び表5の文書は、工事施工者が専門知識に基づき作成した

もので、契約した請負金額内において工事を完成し引き渡すことを目的として、本件建築敷地及び周囲の状況を踏まえた建築工事を行うための仮設工事の施工方法や施工手順などに関する高度な技術上のノウハウが含まれている。これらを公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと認められるので、条例7条2号アに該当する。

また、本件文書は、建築確認済証の交付を受けた建築物を建設するための施工方法、施工手順に関する計画を作成し、併せて工事中における労働災害の防止を図るものである。さらに、京浜急行電鉄(株)の所有地内にある擁壁、がけの工事施工時における安全性については、別途事業者と京浜急行電鉄(株)との間で調整を図っている。

したがって、本件文書は人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要であると認められる情報ではない。

条例7条6号の該当性について

別表1の表3及び表6に掲げた文書は、建築物の平面図、山留の構造計算書及びその計画図等であり、現場代理人や設計者が専門知識に基づき作成したものでノウハウがある著作物に該当し、同第三者から公開に反対とする意見が出されているため、公開すると著作権法の公表権を侵害することが否定できない。

したがって、著作権を根拠として条例7条6号に該当する。

6 審査会の判断

審査会は、条例に基づき異議申立ての対象となった本件文書について、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件の対象文書は、建築主事が「第H13確認建築横須賀市00860号」で建築確認済証を交付した建築物の建設工事につき、労働安全衛生法88条の規定により、当該工事を行う事業者が平成13年11月2日、11月15日及び11月19日付で横須賀労働基準監督署長へ提出した「建設工事計画届」の写しである。この写しは、当該建築物の施工方法を把握するため、建築主事が建築基準法12条3項の規定による報告を求めたところ、設計者及び工事施工者から平成13年11月20日付で「工事監理(施工)状況報告書」として提出され、実施機関が保有するところとなったものである。

本文書を分類すると、以下のとおりとなる。

建設工事計画に関する文書

建設工事計画に関する文書とは、建築物の建設工事の安全性に関わる文書である。すなわち、建設工事計画届、建設工事計画等社内審査書、案内図、工程表、総合仮設計画図、土止支保工計画図（組織編成、安全管理計画、作業手順書、山留計算書、山留計画図）、根切り計画図（根切り工事計画図）、コンクリート打設計画図、作業所安全衛生管理計画（作業所安全衛生管理計画、緊急連絡体制表、作業所安全衛生管理計画書、作業所の安全施工サイクル）及び参画者の経歴の概要である。

建築確認申請関係文書を複写し添付した文書

建設工事計画届関係書類として、建築確認申請に添付された文書の写しが添付されている。すなわち、建物の概要（配置図・1階平面図、B3階平面図、B2階平面図、B1階平面図、2階平面図、3～6階平面図、7階平面図、断面図2）及び地質調査図（ボーリング柱状図及び調査位置図）である。

（2）条例7条1号の該当性について

条例7条1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、非公開とする旨を規定している。当該規定は、個人の尊厳を守り、プライバシーの権利が侵されぬよう個人情報を最大限に保護するために非公開と定めたものである。

同条1号本文括弧書きにいう「事業を営む個人」とは個人事業主を指すものであり、本件処分で非公開とされた個人名にこれに該当するものは存しない。また、同条1号は例外的に公開できるものとして、ア、イ、ウ、エの4つの事項を規定しているが、ウの「公務員の職務の遂行に関する情報」に当たるものはなく、さらに、本件処分で非公開とされた個人名が、エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要である」とまでは認められない。

そこで、同条1号の規定内容と趣旨をふまえ、本件処分において個人情報を理由として非公開にした部分（別表1の表1及び表4）が、ア、イに該当し例外的に公開される情報に当たるか否かについて検討する。

建設工事計画届における届出人の記載について

まず、「建設工事計画届」と題する文書において、「(仮称)ランドシティ湘南鷹取ヒルステージ新築工事作業所」の下に記載されている個人情報について検討する。

建設業法40条に基づき建設工事現場に掲示される「建設業の許可票(建設業法施行規則25条関係)」には、「主任技術者」又は「監理技術者」の氏名が記載されるが、この者と上記文書に記載された個人は実施機関の口頭説明によれば同一人物である。

また、建築基準法施行規則11条によると、工事現場の確認の表示の様式が定められており、同施行規則第68号様式には「工事現場管理者氏名」の項目があり、工事現場における管理者氏名が掲示される。

したがって、工事現場における責任者の個人情報、法令に定められた職名又は慣行上用いられている現場代理人等の職名により現場の掲示板に表示されるのが通例であることを勘案すると、当該個人情報は、条例7条1号アに規定する「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」そのものではないとしても、少なくとも同号イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められ、公開とすることが相当である。また、当該個人の氏名は、別な箇所では現場主任等の肩書きで記載されているが、上記の趣旨に照らして格別に非公開とする理由はなく、同号イを適用して公開とすることが相当である。

次に、建設工事計画届に「事業者職氏名」として記載されている職氏名について検討する。

当該職氏名は、支店を代表する役職であることは明らかであって、その職責を考慮すれば、これを公開したとしてもプライバシーの侵害は無いと考えられるから、条例7条1号イを適用して公開とすることが相当である。

「参画者の経歴の概要」について

参画者の経歴の概要については、条例7条1号の例外事由に該当するものではなく、非公開としているのは妥当である。

その他の個人情報について

「案内図」中の係員の氏名、土止支保工計画図中の「組織編成」に記載された協力業者欄の担当の氏名、及び作業所安全衛生管理計画中の「緊急連絡体

制表」に記載された氏名と電話番号については、条例7条1号の例外事由に該当するものではなく、非公開としているのは妥当である。

(3) 条例7条6号の該当性について

建設工事計画届関係文書の著作物性について

本文書において著作者の公表権を根拠に条例7条6号を適用して非公開とされた文書(別表1の表3及び表6)について、これらが著作権法の保護の対象となる著作物に当たるものかどうかを検討する。

著作権法にいう「著作物」とは、同法2条1項1号の規定により、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義される。この条文中、「創作的に表現」とは、思想又は感情の表現に創作性がなければならないが、創作性とは、著作者の独自性に基づくものであればよく、独自性における質の高低まで問うものではない。また、「文学、学術、美術又は音楽の範囲」については、包括的に大枠の中に入れてよいとされている。

まず、建築確認申請関係文書を複写し添付した文書の著作物性について検討する。神奈川県公文書公開条例事件に関する東京高裁平成3年5月31日判決によれば、「本件各図面(各階平面図、立面図及び断面図)は、専門的知識と技能を有する設計者が、その知識、技能、経験を駆使して作成したものであり、設計者は、ノウハウないし創意工夫があると考えていることが認められる」とし、また各図面についての認定事実によれば、「本件各図面は、著作権の目的として保護される著作物といわなければならない」としている。加えて、「著作権法2条1項1号、10条1項6号、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約2条(1)によれば、設計図書は、学術的な性質を有する図面として、著作物の目的となると解するのを相当とする」との判断を示している。

したがって、著作権法等の規定及び上記の判決からすれば、建築確認図書の全てが著作物といえるかどうかはともかく、なお、一部についての著作物性は否定できず、少なくとも各階平面図、断面図等の図面は著作物であるということがいえる。また、建設工事計画に関する文書についても、その全てが著作物といえるかどうかはともかく、専門的、技術的文書の著作物性は否定できないところである。

実施機関は、著作者の公表権を根拠として条例7条6号(法令秘に関する情報)を本件処分の理由にあげているので、以下この点について検討する。

条例7条6号の該当性の有無について

(ア) 著作権法の関係規定の趣旨について

本件において問題となる著作権法18条の公表権に関する規定は、まず1項において、著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、または提示する権利を有するとしている。

次に3項3号においては、著作物でまだ公表されていないものが、情報公開条例に基づき公開請求された場合、実施機関が非公開理由に該当しないと判断して、公衆に提供、提示しようとする場合には、著作者は公開決定するまでに別段の意思表示をしなければ、その公開(公表)に同意したものとみなされるとしている。したがって、許認可の申請等において著作物が添付されている場合、著作者は非公開の意思表示をしない限り、情報公開条例に基づく公開については同意したことになる。本件においては、本件文書の提供者に対し条例13条1項に基づく意見聴取がなされており、当該第三者から公開に反対する意が表されている。

さらに、著作権法18条4項1号においては、公表権の規定の不適用について定めており、著作物が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要と認められる情報(本市の条例では7条1号工及び2号本文括弧書き)に当たるときは、例外的に公表権の規定は適用されない。したがって、著作物を公表するか否かは、この場合、著作権法ではなく情報公開条例の解釈に左右されることとなる。これは、著作者(第三者)の情報が公開されるという例外的な取扱いをすることとなることから、第三者の権利を保護するため、条例13条2項及び3項(第三者に対する必要的意見聴取等)を適用したうえで、当該著作物を公開することとなる。

(イ) 法令秘に関する情報について

条例7条6号は、「法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報」と規定する。この規定により非公開とされる情報は、法令等の定めるところにより、明らかに公開することができない情報であり、「法令等」とは、法律、政令、府省令等及び条例(他の地方公共団体の条例を含む。)をいい、原則として市の規則や規程は含まないものである。

条例7条6号の適用が認められる場合は、法令等がその規定自体により一義的に公開することができないとされている場合に限られると解すべきである。したがって、公開・非公開の決定に際して、著作者の同意を得るという行為や別段の判断が介在する余地がある場合についてまで、ただちに法令秘に関する情報に該当すると断ずることは妥当でない。

よって、本件文書の一部に著作物性が認められるとしても、著作者の公表権を理由としてただちに法令秘に関する情報とすることはできず、条例7条6号の非公開事由には該当しないと判断する。

(4) 条例7条2号アの該当性について

条例7条2号アは、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報については、非公開とする情報である旨を規定している。

当該規定は、法人等の自由な事業活動を尊重し、その競争上の地位その他正当な利益を保護するために、当該法人等に不利益を与えることが明らかに認められる情報については、人の生命、健康、財産等を保護するために必要な情報であって、法人等の利益に優越する法益が認められる場合を除き、非公開としている。

公開によって当該法人等の正当な利益を侵害したときは、事後の救済には限界があるので、「正当な利益を害するおそれのあるもの」の該当性については慎重に判断しなければならない。

そこで、本件文書のうち別表1の表2と表5の文書及び著作者の公表権を根拠に法令秘を理由として非公開にした表3と表6の文書について、これらが条例7条2号アに該当する文書であるかについて検討する。

建築等禁止仮処分命令申立事件との関係について

本件文書の場合、第三者から「建築等禁止仮処分申立事件の裁判中であり不利益となるため」公開に反対するとの意見書が出されており、このことに関し、公開によって当該第三者に不利益を与えることになるかどうかの問題になる。

条例の中で、争訟中であることを理由に非公開とする規定をみると、条例7条4号イによれば、実施機関が争訟中の立場にある場合において、情報を公開することによって当事者たる地位に不当に支障を及ぼすおそれのある

ときは、当該情報は非公開となる。この場合、非公開の理由としては、単に争訟中であることのみをもって理由とするのでは足りず、当該情報を公開することによって、争訟の当事者たる地位等に不当に支障を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがある場合でなければならないと解する。

そこで、本件についても同様の趣旨から、争訟中の立場にあるというだけでなく、本件文書の公開が当該法人の利益をどのように侵害するものといえるかが問題になるが、本件ではその不利益性の立証がなお十分ではない。

したがって、建築等禁止仮処分申立がなされているというだけで、条例7条2号アに該当すると認めることはできない。

建設工事計画届関係文書のノウハウ性について

(ア) まず、建設工事計画に関する文書のノウハウ性について検討する。

建設工事計画に関する文書のうち、主な文書として「建設工事計画届(請負金額部分)」、「山留計算書」、「山留計画図」、「根切り計画図」及び「コンクリート打設計画図」等をあげることができる。これらの文書は、建築物の構造等を把握したうえでこれを支障なく建築するための専門的、技術的性格を有するものであり、これらの文書が具体的にどの程度の独自性を有しているかは必ずしも明らかでないが、全体としてノウハウ性、創意工夫又は著作物性がそれなりにあると認められる。

特に、「建設工事計画届(請負金額部分)」において非公開とされている請負金額は、販売価格との関係で企業の営業上のノウハウに該当するものであり、その他の専門的文書についても工事を安全に行うためにそれなりのコストがかかった技術的ノウハウ、創意工夫又は著作物性を有する文書である。

したがって、建設工事計画に関する文書は、公開することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれのあるものとして、条例7条2号アに該当すると一応判断することができる。

なお、建設工事計画に関する文書については、事業者自ら公表している文書はない。

(イ) 次に、建築確認申請関係文書を複写し添付した文書のノウハウ性について検討する。

本件建築物の設計は、1級建築士の資格を有する者による設計でなけれ

ばならない。建築士に求められることは、敷地内の諸条件を勘案し、建築基準法の規定の範囲内で、顧客ニーズに応え間取りや外観等について経済性及び居住の安全性を考慮した工夫を追求することにあると考えられる。建築士が作成する設計図面等は、質の高低はともかく創意工夫等に基づくものであり、また、その一部についての著作物性は前述のとおり著作権法等の規定及び先の判決により認められるところである。これらの文書が具体的にどの程度の独自性を有しているかは必ずしも明らかでないが、全体としてノウハウ性又は創意工夫及び著作物性がそれなりにあると認められ、公開することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれのあるものとして、条例7条2号アに該当すると一応判断することができる。

もっとも、事業者から実質的に公表されていると認められる文書については、著作権法上の公表権の問題はなく、ノウハウ性又は創意工夫として保護すべき正当な利益もないから条例7条2号アには該当しないと考えられるので、このことについて検討することとする。

まず、地質調査図（ボーリング柱状図及び調査位置図）については、その日付からすると、内容的には建築確認申請に添付された地質調査書に含まれている文書と同じものである。これは既に地元説明会等において住民側に提供されており、公開したとしても法人等の正当な利益を侵害するものではないといえる。

次に、断面図2は、その日付から建築確認後に作成されたものと認められるが、これは、先に本件とは別の申立人からの不服申立てを受けて、実施機関が平成15年9月3日付けの決定により公開した同名の文書と内容及び性格において実質的に同等と判断されるものであって、非公開とすべき特段の事情が認められない以上、公開したとしても法人等の正当な利益を害するおそれはないと考える。

(5) 条例7条2号本文括弧書きの該当性について

申立人は、本件工事は周辺住民の生命、身体、健康又は財産に重大な影響を及ぼすものであり、これらを保護するために、本件文書は公開することが必要であると認められる情報であると主張しているので、この点について検討する。

条例7条2号本文括弧書きは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要と認められる情報」については、法人等に関

する情報で保護されるべき情報から例外的に除外する旨を規定している。そこで、例外的に公開の対象となしうる情報が否かの判断は、結局のところ、法人等の保護すべき利益の程度と人の生命、身体、健康、生活又は財産に対する危険の程度との比較衡量の問題になるものと考えられる。したがって、人の生命、身体、健康、生活又は財産が現実に侵害されるような事態が発生したか、又はその発生が予想されるようなときはもとより、そのような懸念をもつことに相当の理由があると認められるときについても、法人等の保護すべき利益の程度によっては、公開すべき情報になる場合があると解される。

申立人は、地盤の安全性の観点から、専門家の所見を根拠に当該地盤の安全性に疑念を抱く主張をしている。当該地盤が安全であるか危険であるかについては、詳細な調査により専門家が判断すべき問題であって、当審査会がこれを確定的に判断することは困難であり、その目的とするところでもない。しかし、申立人によれば、近隣の住宅における擁壁ブロックのひび割れ等異常の発生が報告されている。よって、申立人の主張には、一般的にそれなりの理由があるものと考えられ、その危険性については、地域住民が現に抱いている不安感ないし危険への認識という観点、マンション購入者ないし購入希望者にとって安全な物件であるという観点、京浜急行利用者の安全を確保するという観点から、総合的に斟酌する必要がある。

実施機関の主張は、基本的に、建築基準法の規定に適合していることをもってその安全性が担保されるとの判断である。

一方、申立人の主張では、本件建築計画が建築基準法の規定に適合しているからといって安全とは限らない、としている。申立人は、本件マンション建設予定地の地盤のぜい弱性だけでなく、当該予定地に隣接する擁壁の危険性をも主張しており、その具体的な敷地・地盤の範囲をみると、京浜急行の所有地である擁壁や近隣のがけまでが含まれている。これらは建築基準法が規制する範囲を超える部分であり、申立人はここに不安感ないし危険への認識を持っている。

建築確認は主に建物自体の法令適合性を問題としているものであり、必ずしも建築確認によって地盤の安全性が保証されることになるわけではない。このような状況に鑑みれば、現実に危険な現象が発生するかはともかくとして、申立人が、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護について懸念を持つこと

に相当の理由があると認められる。

本件文書は、前述のとおり全体としてはノウハウ性又は創意工夫がそれなりにあるものと認められるが、具体的にどの図書にどの程度において保護すべき独自の利益があるかは明らかでない。この点で、少なくとも本件文書のうち、本件マンション建設予定地の敷地・地盤の安全性に関わる図書及び予定建築物の敷地と京浜急行電鉄の擁壁等との関係が分かる図書については、条例7条2号本文括弧書きに該当するものとして、例外的に公開すべきである。

ここで対象となる文書としては、本件マンション建設予定地及びその周辺の敷地・地盤の安全に関わっているものとして、まず「根切り計画図」が考えられる。また、本件工事が土地を掘削するものであることから、建設工事の安全性に関わる図書も対象になると考える。

かくして実施機関においては、上記の趣旨をふまえて、別表1の表1に掲げる部分公開文書のうち別表2に掲げる文書についてはその右欄に記す個人情報の部分、「地質調査図(ボーリング柱状図及び調査位置図)」及び「断面図2」についてはその全部を公開すべきである。また、「根切り計画図」をはじめ、その他の文書のうち敷地ないし地盤の安全性及び建設工事の安全性に関わる情報が記載されている図書については、改めて精査をしたうえで、非公開が必要である部分を除いてできる限り公開するようにするのが相当である。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横 須 賀 市 情 報 公 開 審 査 会

委 員 長 安 達 和 志

委 員 原 田 一 明

委 員 木 村 キ 又 子

委 員 千 賀 重 義

(遠藤正敏委員は、横須賀市情報公開審査会審議要領12条に基づく回避の申出により本件審議から除斥されている。)

審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成14年3月11日	・異議申立ての提起
平成14年3月28日	・市長からの諮問（都市部建築審査課）
平成14年3月28日	・実施機関に対する「諾否決定理由説明書」の提出依頼
平成14年5月21日	・実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成14年5月27日	・異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成14年6月18日	・審議
平成14年7月19日	・審議
平成14年8月22日	・異議申立人の口頭意見陳述 ・審議
平成14年9月24日	・実施機関の口頭説明 ・審議
平成14年11月26日	・審議
平成14年12月17日	・審議
平成15年10月3日	・審議
平成15年11月6日	・審議
平成15年12月17日	・実施機関の口頭説明
平成16年1月16日	・審議
平成16年2月20日	・審議
平成16年3月26日	・審議
平成16年4月27日	・審議
平成16年6月8日	・審議

別表 1

本 件 文 書 一 覧

表 1 部分公開の文書 1 (条例 7 条 1 号関係)

文 書 の 種 類	部分公開文書の概要	非公開部分の主な記載事項
特定の個人が識別され、 又は識別され得る文書	1 . 建設工事計画届	役職及び個人の名前
	4 . 案内図	個人の名前
	9 . 土止支保工計画図の 施工計画書の目次中 4 組織編成	個人の名前
	14 . 作業所安全衛生管理計画 (作業所安全衛生管理計画、 緊急連絡体制表)	個人の名前

表 2 部分公開の文書 2 (条例 7 条 2 号ア関係)

文 書 の 種 類	部分公開文書の概要	非公開部分の主な記載事項
その他法人に正当な 利益を害するおそれ がある文書	1 . 建設工事計画届	工事の請負金額

表 3 部分公開の文書 3 (条例 7 条 6 号関係)

文 書 の 種 類	部分公開文書の概要	非公開部分の主な記載事項
技術上のノウハウがあり、かつ、著作権法の 著作物に該当し、公開 すると公表権を侵害す ることが否定できない 文書	5 . 建物の概要のうち 配置図・1 階平面図	(1 階平面図に係る次の部分は非公開) 間取りが記載されている 1 階平面図 1 階の間取りのうちタイプ別部分平面 図 (2 箇所) 1 階部分の採光・換気の凡例及び採光・換 気 気の計算値 内部階段の階高、段数、有効幅、踏み面、 蹴上げの数値)

表4 非公開の文書1 (条例7条1号関係)

文書の種類	非公開文書の概要	主な記載事項
特定の個人が識別され、 又は識別され得る文書	15.参画者の経歴の概要 とした経歴書	労働安全衛生法において、建設工事計画届を作成するのに必要な資格者(監理技術者)の経歴書

表5 非公開の文書2 (条例7条2号ア関係)

文書の種類	非公開文書の概要	主な記載事項
技術上のノウハウがあり、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれのある文書	2.建設工事計画等社内 審査書	現場代理人が作成した建設工事計画図等、総合仮設計画図に対する工事施工会社内での審査書 工事計画等社内審査表は様式のみ
	6.工程表	工事現場における建設工事の着工から引渡しまでの各種工事の日程及び安全管理事項
	9.土止支保工計画図の 施工計画書の目次中 6安全管理計画	工事現場における安全教育などの安全管理実施計画、使用重機の選定など使用重機の安全管理計画、災害防止など安全衛生管理計画
	7.作業手順書	土止支保工の山留杭の掘削作業の準備作業、本作業の作業標準と手順
	14.作業所安全衛生管理 計画のうち ・作業所安全衛生管理 計画書 ・作業所の安全施工 サイクル	・作業所全体の安全衛生管理計画の一覧表 ・毎月、毎週、毎日の作業所の安全施工サイクル表

表6 非公開の文書3 (条例7条6号関係)

文書の種類	非公開文書の概要	主な記載事項
技術上のノウハウがあり、かつ、著作権法の著作物に該当し、公開すると公表権を侵害することが否定できない文書	5. 建物の概要のうち ・ B3階平面図、B2階平面図、B1階平面図、2階平面図、3～6階平面図、7階平面図	・ 住戸の間取り、各室の用途及び大きさ等を記載した図面
	・ 断面図2	・ 建物高さ等を記載した図面
	7. 地質調査図	・ 1階平面図上のボーリング位置を記載 NO2～NO5の標準貫入試験結果が記録されているボーリング柱状図
	8. 総合仮設計画図	・ 現場事務所の平面図、仮囲い、外部足場の位置及びその仕様等現場全体の仮設工事計画を記載した図面
	9. 土止支保工計画図の 施工計画書の目次中 2 工事概要のうち地質調査位置図、ボーリング柱状図	・ 1階平面図上のボーリング位置を記載 NO2～NO5の標準貫入試験結果が記録されているボーリング柱状図
	10 山留計算書に添付されている ・ 自立工法設計計算書 ・ グラウトアンカー施工計画書 ・ 山留計画図	・ 自立工法による山留設計計算書 ・ 自立工法に使用するアンカー工法の施工計画書 ・ 掘削に伴う山留の位置仕様を記載した山留計画図
	10. 根切り計画図のうち 根切工事計画図	建物の基礎の根切計画で、その位置、掘削深さ工事期間等を記載した図面
13. コンクリート打設計画図	コンクリート打設時の車輛の配置、打設方向、足場の使用等の計画を記載した図面	

別表 2

文書の名称	公開とすべき個人情報
建設工事計画届	多田建設(株)横浜支店の事業者職氏名として記載されている「職氏名」
	(仮称)ランドシティ湘南鷹取ヒルステージ新築工事作業所の下に記載されている部分
案内図	現場主任の「氏名」
土止支保工計画図の施工計画書の目次中 4 組織編成	多田建設株式会社横浜支店の主任の「氏名」
作業所安全衛生管理計画	多田建設株式会社横浜支店の現場代理人の「氏名」